

測量・建設コンサルタント等業務における
スライド制度運用マニュアル

令和８年８月

大 阪 市

はじめに

この運用マニュアルは、測量・建設コンサルタント等業務における「賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項（以下「スライド条項」という。）」に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等について、本市の運用の考え方を整理したものである。

1. 対象となる業務について

測量・建設コンサルタント等業務の全登録種目を対象とする。

ただし、業務の着手済・未着手を明確に確認することが困難な場合など、業務の性質により適用しないことがある。

登録種目	
測量・建設コンサルタント等業務	100：測量
	200：地質調査
	300：建築設計・監理
	400：設備設計・監理
	500：建設コンサルタント
	600：補償コンサルタント

2. 入札公告等における明示方法

適用の対象となる契約は、入札公告等の際に、次の(1)～(2)の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記する。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはならない。

- (1) 入札公告等に「本契約は、業務委託契約へのスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項）を適用し、運用の詳細については、測量・建設コンサルタント等業務におけるスライド制度運用マニュアルによる。」の文言を記載する。
- (2) 契約書にスライド条項（別紙Ⅰ）を添付する。

3. スライドの種類（適用スライド）と条件

(1) スライドの種類は、全体スライド及びインフレスライドとする。

全体スライド：履行開始の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、業務委託料が不相当となったとき

インフレスライド：予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったとき

(2) スライド条項による請求を行う場合は、次の条件を満たすこと。

全体スライド：履行期間が12か月を超える業務かつ残履行期間が基準日から2か月以上あること

インフレスライド：残履行期間が基準日から2か月以上あること

・賃金水準の変更について（スライド適用の確認時期）

発注者及び受注者によるスライド適用の確認時期は、賃金水準の変更（本市の積算における設計業務委託等技術者単価又は公共工事設計労務単価の改定をいう。以下同じ。）がなされた時とする。

【参考】全体スライド、インフレスライド、単品スライドの違い

項目		全体スライド 〔スライド特約条項 第1条第1項から第4項 及び第7項〕	インフレスライド 〔スライド特約条項 第1条第5項から第7項〕	【工事の例】単品スライド 〔工事請負契約書 第26条第6項〕
適用対象 業務		履行期間が12か月を超える業務 但し、基準日以降、残履行期間 が2か月以上ある業務	すべての業務 但し、基準日以降、残履行期間 が2か月以上ある業務	すべての工事 但し、残工期が2か月以上ある 工事
業務委託料変更の方法	対象	請負契約締結の日から12か月 経過した基準日以降の残履行期 間に対する業務委託料（材料単 価、労務単価等）	基準日以降の残履行期間に対す る業務委託料（材料単価、労務 単価等）	部分払いを行った出来形部分を 除くすべての資材 （鋼材類、燃料油類等）
	受発注者の負担	残業務委託料の1.5%	残業務委託料の1.0%	対象工事費の1.0% （但し、全体スライド又はイン フレスライドと併用の場合、全 体スライド又はインフレスライ ド適用期間における負担はな し）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレス ライド適用後、12か月経過後 に適用可能）	可能	なし （部分払いを行った出来形部分 を除いた工期内すべての資材を 対象に、精算変更契約後にスラ イド額を算出するため、再スラ イドの必要がない）

4. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日 ：スライド変更の対象となる可能性があるとして、発注者又は受注者が業務委託料の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日 ：請求日とすることを基本とする。
 また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とは協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残履行期間：基準日以降の履行期間とする。

・ 請求日について

請求に際しては、残履行期間が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14 日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。なお、全体スライドの請求の場合は、履行開始の日から12ヶ月以上経過した日から可能とする。遡りは認めない。

・ 基準日について

発注者と受注者とは協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14 日以内の範囲で定める。

なお、スライド協議請求後、基準日について発注者と受注者とは協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合は、新しい賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

・ 残履行期間について

残履行期間については、基準日における履行期間の残履行期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも設計変更協議書等による指示により期間延長が明らかな場合には、その延長期間を考慮することができる。

5. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・スライド対象の確認

スライド変更を行うか否かの判定にあたっては、スライド協議の請求までの間の設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来形数量（履行済業務量）を確認し、変動前と変動後残業務委託料により判定することを基本とする。

ただし、基準日までに変更契約を行っていないが、設計変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができるものとする。

・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（様式 1-1 又は 1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残履行期間が新たな基準日から 2 ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、全体スライドの請求の場合は、履行開始の日から 12 ヶ月以上経過した日から可能とする。また、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1 回を基本とする。

・スライド協議の請求時の添付資料について

スライド協議の請求後、速やかに業務の出来形数量（履行済業務量）が確認できるよう、スライド協議の請求にあたっては、必要な確認資料の添付を求めるものとする。

・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から 14 日以内に受注者に書面（様式 2）により通知する。

6. スライド額の確定

スライド額は発注者と受注者が、協議開始の日から 14 日以内に協議して定めるものとする。

・スライド額の協議

発注者はスライド額協議開始日に書面（様式 3）により受注者と協議し、協議開始の日から 14 日以内（休日を含む。）にスライド額を定めるものとする。

受注者はスライド額の協議内容に異議のない場合は、スライド協議開始日から 14 日後（休日を含む。）までに書面「承諾書（様式 4—1 又は 4—2）」を提出するものとする。

承諾書の提出がない場合又は協議が整わない場合は、発注者から受注者に対し、書面（様式 5）によりスライド額を通知する。

※実施フローについて

別紙 2「測量・建設コンサルタント等業務におけるスライド制度の実施フロー」を参照すること。

7. 業務委託料の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該業務に係る変動額のうち業務委託料から基準日における出来形（既履行）部分に相応する業務委託料から、全体スライドの場合は1000分の15を超える額、インフレスライドの場合は100分の1を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$\text{全体スライド：} S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$

$$\text{インフレスライド：} S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：業務委託料から基準日における出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：当初契約の落札率、 Z ：発注者積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$\text{全体スライド：} S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$

$$\text{インフレスライド：} S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

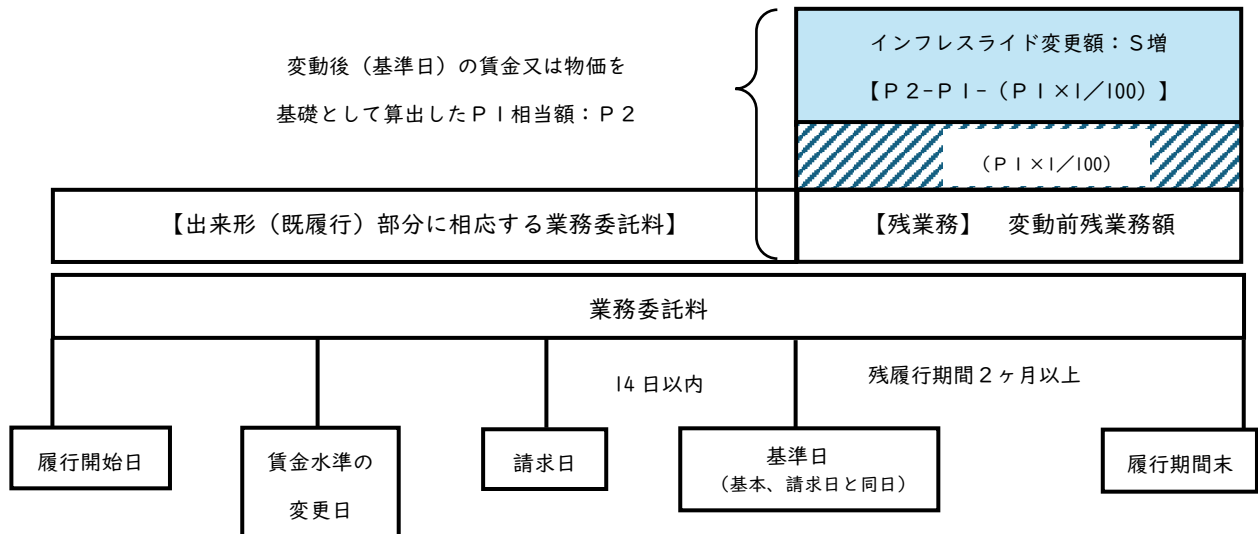
P_1 ：業務委託料から基準日における出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：当初契約の落札率、 Z ：発注者積算額)

(4) スライド額の1円未満の端数は切り捨てる。

(5) スライド額は、技術者単価、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び諸経費等の変更について行われるものであり、積算基準の変更については考慮するものではない。

【スライドイメージ（インフレスライドの場合）】



・受注者の負担割合

受注者の負担割合について、全体スライドの場合は残業務委託料の「1000 分の 15」、インフレスライドの場合は「100 分の 1」としている。

・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における業務委託料には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

8. 出来形数量（履行済業務量）の確認（残業務量の算定）

- (1) 基準日における残業務量を算定するために行う出来形数量（履行済業務量）の確認は、出来高明細書等の項目に対応して行うものとする。なお、出来高明細書等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、特記仕様書等の契約図書で確認できる場合には、出来形数量（履行済業務量）の対象とできる。
- (2) 出来高明細書等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を出来形（既履行）部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を出来形（既履行）部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。
- (3) 「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって出来高（履行済）部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる業務量は、増額スライドの場合は、出来形（既履行）部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形（既履行）部分に含めないものとする。
- (5) 基準日までに変更契約を行っていないが設計変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

・出来形数量（履行済業務量）等の確認方法について

基準日における業務の出来形数量（履行済業務量）の確認については、本運用マニュアルに基づき実施することを基本とする。

出来形数量（履行済業務量）の確認は、本市の監督職員（又は補助監督職員）と、受注者（管理技術者、主任技術者、業務責任者等）により行うものとする。

※出来高明細書等で一式明示した項目で、項目の内訳（数量）が確認できない業務の取り扱いについて

着手・未着手の判断は一式明示した項目により行うこととし、少しでも着手していれば「着手済」に区分し、増額スライドの場合は出来形（既履行）部分として取り扱い、減額スライドの場合は残業務量部分として取り扱うこととする。

- ・ 出来形数量（履行済業務量）等の確認時期について
発注者は、請求日から 14 日以内に基準日における出来形数量の（履行済業務量）確認を行う。
- ・ 基準日における出来形数量（履行済業務量）の確認後、スライド額協議を開始するまでの間に、発注者と受注者の間での協議を行う場合は、書面（協議書など）に必要な事項を記載、又は必要な資料を添付して行うものとする。

9. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする
なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・ 積算に使用する単価について
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。
- ・ 基準日における見積価格採用単価について
再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率等により算定することができる。ただし、当該材料等の業務委託料全体に占める割合が大きい場合は、別途協議により決定する。

10. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

・変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、請求後、速やかに必要な手続を行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、精算変更年度に行うことができる。

なお、履行期間が複数年度にわたる契約については、その最終年度を精算変更時点として契約変更を行うことができるものとする。

11. 適用日

このマニュアルは、令和9年4月1日履行開始分から適用する。（令和8年度契約分も対象。）

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。

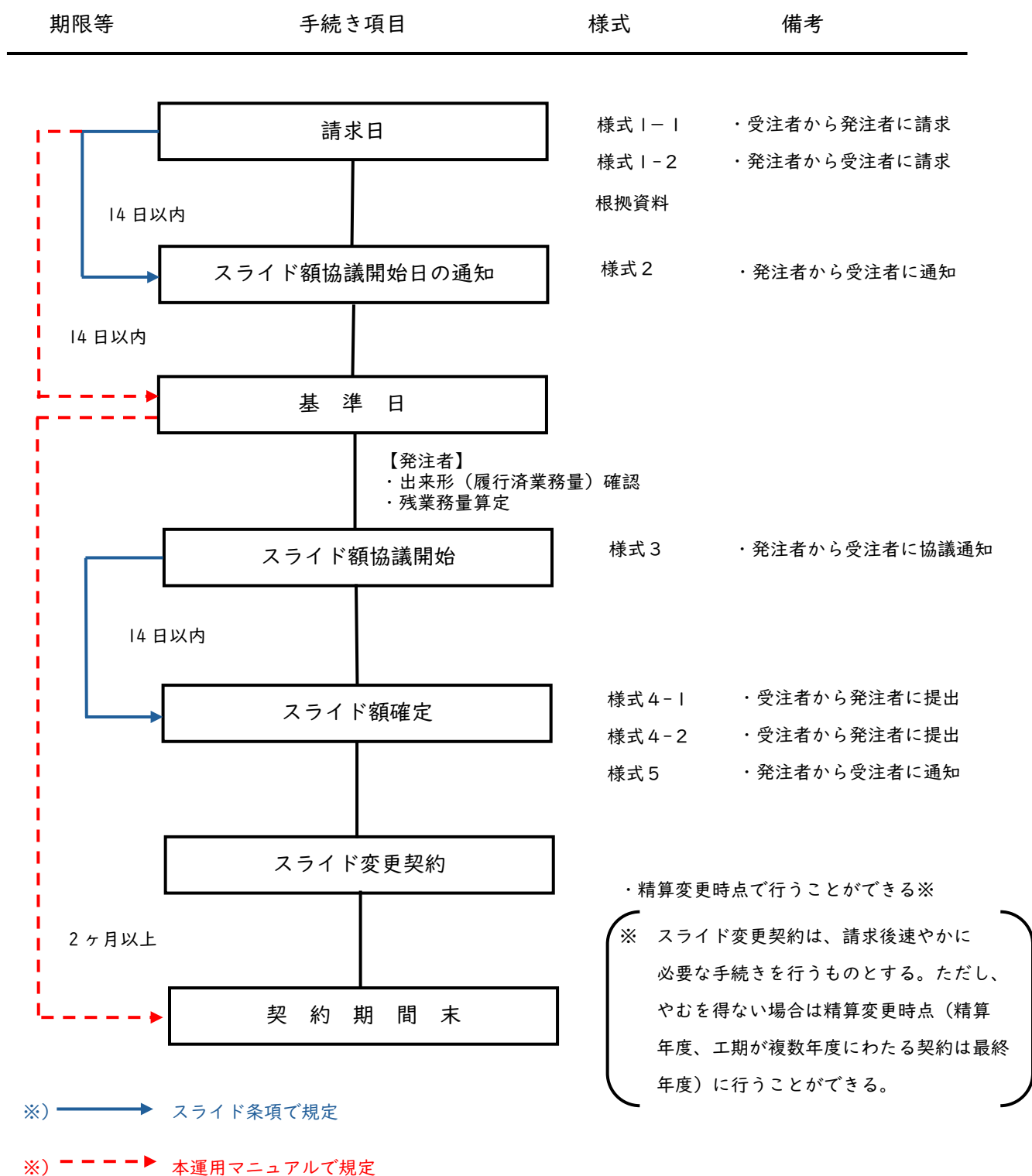
5 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

6 前項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

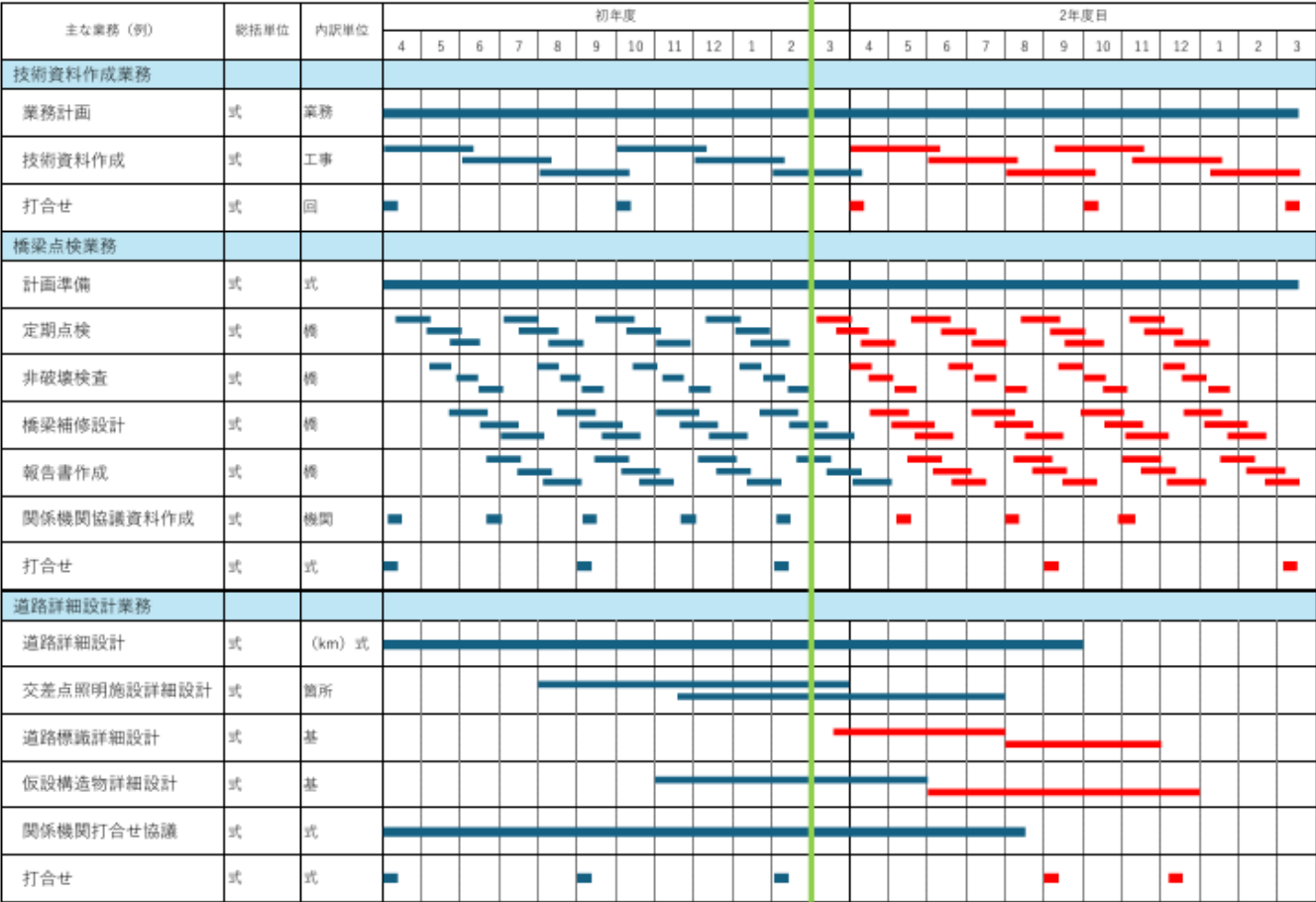
測量・建設コンサルタント等業務におけるスライド制度の実施フロー



【参考】スライドにおける出来形（既履行）部分と残業務量部分のイメージ

<凡例>

出来形（既履行）部分 残業務量部分



技術者単価改定

(様式1-1:全体スライドの場合)

[受注者からの請求]

令和 年 月 日

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

受注者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく業務委託料の変更について（請求）

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務について、賃金等の変動により、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第1項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

1. 業 務 名

2. 業務委託料 ¥

3. 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4. 希望基準日 令和 年 月 日

5. 変更請求概算額 ¥

6. 概算残業務委託料 ¥

概算残業務委託料とは、業務委託料から希望基準日における出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額

7. 根拠資料 別添のとおり

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(様式1-1:インフレスライドの場合)

[受注者からの請求]

令和 年 月 日

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

受注者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく業務委託料の変更について（請求）

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務について、賃金等の変動により、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第5項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

1. 業 務 名

2. 業務委託料 ¥

3. 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4. 希望基準日 令和 年 月 日

5. 変更請求概算額 ¥

6. 概算残業務委託料 ¥

概算残業務委託料とは、業務委託料から希望基準日における出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額

7. 根拠資料 別添のとおり

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(様式1－2：全体スライドの場合)

[発注者からの請求]

令和 年 月 日

受注者

様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく業務委託料の変更について（請求）

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務について、賃金等の変動により、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第1項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

1. 業 務 名
2. 業務委託料 ¥
3. 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 希望基準日 令和 年 月 日
5. 変更請求概算額 ¥
6. 概算残業務委託料 ¥

概算残業務委託料とは、業務委託料から希望基準日における出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額

7. 根拠資料 別添のとおり

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(様式1-2:インフレスライドの場合)

[発注者からの請求]

令和 年 月 日

受注者

様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく業務委託料の変更について(請求)

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務について、賃金等の変動により、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第5項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

1. 業 務 名
2. 業務委託料 ¥
3. 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 希望基準日 令和 年 月 日
5. 変更請求概算額 ¥
6. 概算残業務委託料 ¥

概算残業務委託料とは、業務委託料から希望基準日における出来形(既履行)部分に相応する業務委託料を控除した額

7. 根拠資料 別添のとおり

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(様式2)

令和 年 月 日

受注者

様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく協議の開始の日について（通知）

令和 年 月 日付け請求のあった標記について、賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第7項の規定に基づき、スライド協議開始日を通知します。

記

1. 業 務 名

2. 基 準 日 令和 年 月 日

3. スライド協議開始日 令和 年 月 日

(様式3：全体スライドの場合)

令和 年 月 日

受注者

様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく業務委託料の変更について（協議）

令和 年 月 日付け請求のあった賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第1項に基づく業務委託料の変更について、同条第3項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書に記名のうえ返送願います。

記

1. 業 務 名

2. スライド変更金額

(増・減) ￥

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥

3. 基 準 日 令和 年 月 日

(様式3：インフレスライドの場合)

令和 年 月 日

受注者

様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく業務委託料の変更について（協議）

令和 年 月 日付け請求のあった賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第5項に基づく業務委託料の変更について、同条第6項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書に記名のうえ返送願います。

記

1. 業 務 名

2. スライド変更金額 (増・減) ¥
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

3. 基 準 日 令和 年 月 日

(様式4-1：全体スライドの場合)

令和 年 月 日

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

受注者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

承諾書

業務名 〇〇〇〇〇業務

令和 年 月 日付けで協議のありました上記業務の賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第3項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額 (増・減) ¥
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

2. 基準日 令和 年 月 日

(様式4-1：インフレスライドの場合)

令和 年 月 日

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

受注者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

承諾書

業務名 〇〇〇〇〇業務

令和 年 月 日付けで協議のありました上記業務の賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第6項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額 (増・減) ¥
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

2. 基準日 令和 年 月 日

(様式4-2:全体スライドの場合)

令和 年 月 日

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

受注者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

承諾書

業務名 〇〇〇〇〇業務

令和 年 月 日付けで協議のありました上記業務の賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第3項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更適否 スライドの適用が認められない
2. 理由 スライド額が対象業務委託料の1.5%を超えないため

(様式4-2：インフレスライドの場合)

令和 年 月 日

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇 様

受注者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

承諾書

業務名 〇〇〇〇〇業務

令和 年 月 日付けで協議のありました上記業務の賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第6項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更適否 スライドの適用が認められない
2. 理由 スライド額が対象業務委託料の1%を超えないため

(様式5：全体スライドの場合)

令和 年 月 日

受注者

様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく業務委託料の変更について（通知）

令和 年 月 日付け請求のあった賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第1項に基づく業務委託料の変更について、同条第3項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 業 務 名

2. スライド変更金額 (増・減) ¥
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

3. 基 準 日 令和 年 月 日

(様式5：インフレスライドの場合)

令和 年 月 日

受注者

様

大阪市〇〇区・局・室長 〇〇 〇〇

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項
に基づく業務委託料の変更について（通知）

令和 年 月 日付け請求のあった賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更に関する特約条項第1条第5項に基づく業務委託料の変更について、同条第6項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 業 務 名

2. スライド変更金額

(増・減) ¥

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥

3. 基 準 日

令和 年 月 日

ス ラ イ ド 調 書

業 務 名	
業 務 委 託 料	円（税抜）
	円（税抜）
発注者積算金額	円（税抜）
	円（税抜）
履 行 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日
基 準 日	
出来形（既履行）部分 に相応する業務委託料	
残 業 務 委 託 料（P 1）	円（税抜）
変 更 残 業 務 委 託 料（P 2）	円（税抜）

※増額スライド用：全体スライドの場合

〇〇〇〇〇業務に係る

賃金等の変動に基づく業務委託料計算書

業務委託料	出来形（既履行）部分 に相応する業務委託料	P ₁	P ₂

$$\begin{aligned} \text{スライド額（S）} &= (P_2 - P_1) - P_1 \times 15 / 1000 \\ &= (\quad - \quad) - \quad \times 15 / 1000 \\ &= \quad - \quad \\ &= \end{aligned}$$

（但し、P₁＜P₂）

P₁：業務委託料から出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税} \\ \text{（税込）} &= \end{aligned}$$

※増額スライド用：インフレスライドの場合

〇〇〇〇〇業務に係る

賃金等の変動に基づく業務委託料計算書

業務委託料	出来形（既履行）部分 に相応する業務委託料	P ₁	P ₂

$$\begin{aligned} \text{スライド額（S）} &= (P_2 - P_1) - P_1 \times 1/100 \\ &= (\quad - \quad) - \quad \times 1/100 \\ &= \quad - \quad \\ &= \end{aligned}$$

（但し、P₁＜P₂）

P₁：業務委託料から出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税} \\ \text{（税込）} &= \end{aligned}$$

※減額スライド用：全体スライドの場合

〇〇〇〇〇業務に係る

賃金等の変動に基づく業務委託料計算書

業務委託料	出来形（既履行）部分 に相応する業務委託料	P ₁	P ₂

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= (P_2 - P_1) + P_1 \times 15 / 1000 \\ &= (\quad - \quad) + \quad \times 15 / 1000 \\ &= \quad + \quad \\ &= \end{aligned}$$

（但し、P₁ > P₂）

P₁：業務委託料から出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{（税込）} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税} \\ &= \end{aligned}$$

※減額スライド用：インフレスライドの場合

〇〇〇〇〇業務に係る

賃金等の変動に基づく業務委託料計算書

業務委託料	出来形（既履行）部分 に相応する業務委託料	P ₁	P ₂

$$\begin{aligned} \text{スライド額（S）} &= (P_2 - P_1) + P_1 \times 1/100 \\ &= (\quad - \quad) + \quad \times 1/100 \\ &= \quad + \quad \\ &= \quad \end{aligned}$$

（但し、P₁＞P₂）

- P₁：業務委託料から出来形（既履行）部分に相応する業務委託料を控除した額
- P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税} \\ \text{（税込）} &= \quad \end{aligned}$$